

訪問看護ステーションおおいど

利用料金表

2024年6月現在

介護保険の場合

利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合分が、利用者負担金となります。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

基本料金(各1回につき) ※サービス提供体制強化加算(6単位)を含む

介護保険(介護予防)		単位数	金額
30分未満		477(457)	¥4,870(4,665)
30分以上 60分未満		829(799)	¥8,464(8,157)
60分以上 1時間 30分未満		1134(1096)	¥11,578(11,190)
理学療法士等	1回 20分あたり	300(290)	¥3,063(2,960)
	60分の場合	810	¥8,270

※当事業所は伊勢崎市に所在するため、1単位あたり10.21円に換算されます。

早朝・夜間・深夜加算

早朝(午前6時～8時)	上記料金に対して25%加算になります
夜間(午後6時～10時)	
深夜(午後10時～午前6時)	上記料金に対して50%加算になります

その他加算		単位数	金額
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)※1		600	¥6,120
長時間訪問看護加算(1回につき)※2		300	¥3,060
特別管理加算(Ⅰ)	月1回※3	500	¥5,100
特別管理加算(Ⅱ)	月1回※4	250	¥2,550
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (1回につき)	30分未満	254	¥2,590
	30分以上	402	¥4,100
訪問看護ターミナルケア加算		2500	¥25,520
退院時共同指導加算		600	¥6,120
初回加算(Ⅰ) 退院・退所した日に訪問した場合		350	¥3,570
初回加算(Ⅱ) 翌日以降に訪問した場合		300	¥3,060

※1 ご契約の方は24時間対応いたします。

※2 特別管理加算対象者に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合

※3 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

※4 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

医療保険の場合

○保険種別の負担割合

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役並み所得者の方は3割	
社会保険	国民健康保険	高齢受給者(70~74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

基本利用料		金額
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日1回につき)	週3日まで	¥5,550
	週4日目以降	¥6,550
	理学療法士等の訪問	¥5,550
緩和・褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門看護師 (同一日に共同の訪問看護)		¥12,850
※同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合		
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)(1日につき)	週3日まで	¥5,550
	週4日目以降	¥6,550
緩和・褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門看護師 (同一日に共同の訪問看護)		¥12,850
※在宅療養に備えた外泊時(入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回)		
訪問看護基本療養費(Ⅲ)		¥8,500
訪問看護管理療養費1(1日につき)	月の初日	¥7,670
	2日目以降	¥3,000
早朝・夜間加算(6時~8時・18時~22時)		¥2,100
深夜加算(22時~6時)		¥4,200
難病等複数回訪問加算	1日2回の訪問	¥4,500
	1日3回以上の訪問	¥8,000
複数名訪問看護加算	看護師(週1回)	¥4,500
	准看護師(週1回)	¥3,800
	看護補助者(週3回)	¥3,000
24時間対応体制加算(1月につき)		¥6,800
情報提供療養費(1月につき)		¥1,500
緊急訪問看護加算(1日につき)	月14日目まで	¥2,650
	月15日目以降	¥2,000
特別管理加算(1月につき)	月1回※2	¥5,000
	月1回※3	¥2,500
退院時共同指導加算(1月につき)(利用者の状態に応じ月2回を限度)		¥8,000
特別管理指導加算		¥2,000
退院支援指導加算		¥6,000
在宅患者連携指導加算(1月につき)		¥3,000
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月につき2回)		¥2,000

【精神科訪問看護】

精神科訪問看護基本療養費(1日1回につき)		I 患者宅個別	Ⅲ 同一建物	
保健師・看護師または 作業療法士による場合	週 3 日	30分未満	¥4,250	¥4,250
	目まで	30分以上	¥5,550	¥5,550
	週 4 日	30分未満	¥5,100	¥5,100
	目以降	30分以上	¥6,550	¥6,550

精神科緊急訪問看護加算 ¥2,650 精神科長時間訪問看護加算(週1日) ¥5,200

精神科複数回訪問加算(1日2回) ¥4,500

夜間・早朝訪問看護加算 ¥2,100 深夜訪問看護加算 ¥4,200

ターミナルケア療養費1	在宅で亡くなられた場合	¥25,000
ターミナルケア療養費2	グループホーム等で亡くなられた場合	¥10,000
長時間訪問看護・指導加算	週1回まで※1 厚生労働省が定める状態の場合週3回まで	¥5,200
訪問看護ベースアップ評価料(I)(1月につき)		¥780
訪問看護医療DX情報活用加算(1月につき)		¥50

※1 人工呼吸器を使用している状態にある方、特別訪問看護指示期間の方、または特別な管理を必要とする方(※2 ※3)

上記の対象者に対して1時間30分を超える訪問看護を行った場合に加算されます。

※2 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

※3 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方